

令和 8 年度 社会福祉施設職員等海外研修・調査
実施要綱

1 目 的

社会福祉施設等で働く職員等に対し諸外国における福祉の最新情報や知識について学ぶ機会を提供し、わが国の福祉サービス向上や地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

2 主 催 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

〔公益財団法人 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業〕

3 実施班及び内容

(1) 高齢者班

ア 研修・調査国 フィンランド

イ 研修・調査の内容

フィンランドの福祉事情聴取、高齢者福祉関係施設の利用者の支援状況及び高齢者のための支援技術等

(2) 障害者班

ア 研修・調査国 スウェーデン

イ 研修・調査の内容

スウェーデンの福祉事情聴取、障害児・者福祉関係施設の利用者の支援状況及び障害児・者のための支援技術等

4 実施期日

(1) 高齢者班

1 日目 フィンランドの福祉事情セミナー (LIVE)

2026年 9月24日 (木) 16時～18時

2 日目 フィンランドの高齢者関係施設見学・質疑応答等 (LIVE)

2026年 9月29日 (火) 16時～18時30分

2026年 9月30日 (水) 16時～18時30分

※ 2日目の施設見学については、2グループに分けて実施する予定であること。日程については、受講者決定時に通知するものとする。

(2) 障害者班

1 日目 スウェーデンの福祉事情セミナー (LIVE)

2026年10月 8日 (木) 16時～18時

2 日目 スウェーデンの障害者関係施設見学・質疑応答等 (LIVE)

2026年10月15日 (木) 16時～18時30分

2026年10月16日 (金) 16時～18時30分

※ 2日目の施設見学については、2グループに分けて実施する予定であること。日程については、受講者決定時に通知するものとする。

5 開催方式 オンラインでの実施 (Zoom)

6 受講者の条件

次の(1)～(4)の全てを満たす者とする。

(1) 次のア・イに掲げる社会福祉法人等が経営する施設・事業所等に勤務する介護職員、生活支援員、保育士、看護師等である者

ア 高齢者班

介護保険指定施設・事業所等

イ 障害者班

自立支援給付指定施設・事業所等

- (2) (1) の施設・事業所等における介護・支援業務の経験が通算して 3 年以上で、かつ、本研修受講後も引き続き当該施設・事業所等に勤務する意志を有する者
- (3) 応募動機や学びたい理由が明確で、所属長からの推薦がある者
- (4) Zoom ミーティングを利用したオンライン研修が受けられる者

7 受講定員 各班 100 名

8 研修の応募について

都道府県・政令指定都市・中核市等の推薦が必要である。「受講申込書」により、各自治体経由で応募すること。

9 受講者の選考

受講希望者が定員を超えた場合は、受講者の条件を満たす者のうち、次の選考基準により受講者を選考する。

【選考基準】

- (1) 都道府県・政令指定都市・中核市等の推薦者のうち各 1 名
(ただし、推薦のあった都道府県・政令指定都市・中核市等の優先順位 1 位の推薦者の合計が定員を超える場合は、(3) 以降の基準で選考する)
- (2) 都道府県・政令指定都市・中核市等の推薦者のうち優先順位 2 位の者
(優先順位 2 位の推薦者の合計が定員を超える場合は、(3) 以降の基準で選考する。
以下、優先順位 3 位以下の者の場合も同様に選考する)
- (3) 本研修に参加履歴のない施設・事業所等に勤務する者
- (4) 直近 5 年間に於いて本研修への参加がない者
- (5) 介護・支援業務の経験年数の長い者

10 受講費用 3,000 円

11 レポートの提出

受講者は研修終了後、当センターが指定する期日までに所定のレポートを提出するものとする。なお、提出されたレポートは報告書としてまとめ、関係機関等に配付する。

12 その他

- ・ 受講者は、研修の成果について、所属施設並びに地域等において幅広く伝えるように努め、福祉サービス及び地域福祉活動の向上に寄与するものとする。
- ・ 原則、研修の全日程を受講すること。
- ・ 提出された書類は一切返却しないものとする。
- ・ オンライン研修を受講できる環境整備（受講場所やパソコンの用意、通信環境の整備）は受講者本人または受講者の所属する事業所等で準備するものとする。
- ・ 研修の内容を録画し、アーカイブ動画を復習用として配信予定であること。なお、研修実施に関する目的で行うものであり、本目的以外で使用しないものとする。